

中小企業のためのヨーロッパ版有限会社 —— いわゆるヨーロッパ私会社 (Societas Privata Europaea - SPE) 規則案について ——

久保寛展*

- I. はじめに
- II. SPE 規則案—総論 (成立の経緯)
- III. SPE 規則案—各論 (規制の内容)
- IV. 結びに代えて

I. はじめに

1952年に欧州石炭鉄鋼共同体がわずか6カ国によって設立されて以降、EUは2007年にはルーマニアとブルガリアが加盟することで27カ国体制になったが、このような漸進的発展は、必然的にEUの域内市場または共同市場¹を拡大し、企業の経済活動も多岐に及ぶことになった。このことから、EU加盟国内における企業活動の法的側面の調整も、ヨーロッパ会社法の統

* 福岡大学法学部准教授

一を目標として、これまでヨーロッパ委員会によって促進されてきた事実がある。この促進の必要性は、市場の拡大によって経済がボーダレス化し、グローバル化することで、企業活動がEUの域内市場または共同市場において果たす役割がますます重要になっていることから明らかであろう。そのためルールを調整し、統一を図ることが喫緊の課題になることは容易に想像できるが、この課題は、これまでEUではとくに各種の会社法のルールを、指令を通じて国内法化の過程を経ることによって克服され、現在においてもこの過程は継続されているところである。しかしながら、たとえ国内法化によって各加盟国の法規整が調整されるとしても、たとえば従業員による共同決定制度の導入の可否のように、EU全域において完全な調整もしくは統一が困難である領域が存在することも否定できない。そうであれば、域内市場もしくは共同市場の拡大にもかかわらず、企業が市場において国境を越えて事業活動するための障害が存在することになり、この障害は、総人口5億人を超え²、GDPが12兆5,061億ユーロ（2008年）³に達するEUの経済発展を阻害する要因にもなる。

法的側面の統一を図るには、各加盟国における会社法の調整のほか、EU域内において統一の会社形式を創設することで企業活動を促進することも一つの方向性として考えられる。これによって、国境を越えた共同体レベルでの企業活動を容易にすると同時に、経済状況を改善するための枠組みが提供されることになるからである。そこで、この目的の実現に向けて、EUでは現在、1985年成立のヨーロッパ経済利益団体（Europäische Wirtschaftliche Interessenvereinigung; 以下、EWIVとする）⁴、2001年成立のヨーロッパ株式会社（Europäische Aktiengesellschaft; 以下、SEとする）⁵および2003年成立のヨーロッパ共同組合（Europäische Genossenschaft; 以下、SCEとする）⁶の各会社形式をすでに用意し、EU域内において国境を越えて事業活動をするためのビークルが提供されている。このうち、とりわけSEは、

主として大規模な公開株式会社を前提として、たとえばドイツの Allianz 社、BASF 社、Porsche 社、Fresenius 社などによっても利用されている実績が存在するが⁷、その反面、EU 域内において企業が占める割合は、大規模公開会社ではなく、中小企業が 99%以上を形成しているのが事実であって⁸、中小企業が EU 経済の主たる担い手であることは否定できない。そうであれば、大規模な公開株式会社以外にも、中小企業の域内市場へのアクセスを改善することが重要な課題として浮上し、中小企業の潜在的成長力を十分に発揮させる措置がますます必要になってこよう⁹。しかしそのような必要性にもかかわらず、EU 域内において統一的な中小企業の事業活動のためのビークルは必ずしも存在せず、前述した EWIV や SCE についても中小企業にふさわしい会社形式とは認識されていないのが現状である。このことから、中小企業のための統一的な会社形式がこれまで実務においても要求されると同時に、さらに学界においても統一的な会社形式の創設に向けて検討されてきた経緯がある。そこで、EU では、紆余曲折の上、最終的に 2008 年 6 月 25 日に「ヨーロッパ私会社法規則案¹⁰」（以下では、原則としてヨーロッパ私会社法規則案を、単に規則案とする）がヨーロッパ委員会から理事会に提出され、この欠落を埋めるための措置が本格的に始動したのである。この規則案は、2010 年 7 月 1 日に適用が予定されているが（規則案 48 条）、いずれにしても、この措置によって大規模な公開株式会社だけでなく、中小企業にも、EU 域内において統一的な会社形式が用意されることになる。EU 経済の安定的な成長のためには、ヨーロッパ私会社（Societas Privata Europaea; 以下では、原則として SPE とする）は、いわば EU 経済の発展のための起爆剤の一つとして期待されてよいのではなかろうか。将来的にどの程度利用されるかはいまだ未知数ではあるが、少なくとも国境を越えた事業活動が容易かつ柔軟になるという法整備面での配慮は注目されるであろう。

本稿は、このような SPE が EU 域内において果たす重要な役割に直面して、

2008年6月25日に提出されたSPE規則案を取り上げることで、SPEの全体像を明らかにしたい。そのために、総論として、SPE創設の経緯を踏まえたうえで、EU域内における中小企業の位置づけ、ならびにSPEの必要性和その法的根拠を確認し（II.）、さらに各論として、個々の規制の内容を検討する（III.）。そして最後に、若干の検討を加えた全体の要約を述べることで結びに代えたい（IV.）¹¹。

II. SPE 規則案—総論（成立の経緯）

1. SPE の創設の経緯

企業の域内市場における事業活動を容易にする「ヨーロッパ会社法」上の措置は、従来、公開会社（Publikumsgesellschaft）に集中したとされる¹²。これまで多数の会社法指令が定められたが、統一の会社形式としては、単に大規模な資本会社を指向するにすぎないSEによって、一種の「ヨーロッパ版株式会社」が創設されたにすぎず、他方、有限会社に対するルールそのものは定められなかった。このことから、EUでは、中小企業の必要性が見失われたかのように思われたが、EU経済のバックボーンを形成し、EUの経済的成功と高度な雇用創出に寄与するのが中小企業であることは、すでに否定できない事実である。そうであれば、ヨーロッパ委員会によって、EU経済の競争力強化のために「中小企業を第一に考えよ（Think Small First）」と、中小企業の意義が繰り返し強調されたことは、時宜に合った中小企業政策でもあろう¹³。

もともと中小企業に共通のEUの会社形式という理念自体については、ヨーロッパ共同体と同様に、その歴史は比較的古いといわれる¹⁴。まず、パリ商工会議所の研究機関であるCREDA（Centre de recherche sur le droit des affaires）によって、1973年に「有限会社形式によるヨーロッパ型会社

形態に関する提案」¹⁵が公表されたことを契機として、この理念が広く現在のEUに受け入れられる素地ができ、その後1990年代初頭にもヨーロッパ版有限会社の議論が再び実業界および学界によって展開された。この構想自体は、時間の経過とともに産業団体やヨーロッパ経済社会委員会の支持を得たとされる¹⁶。この成果は、さらに1997年末に「SPEに関する規則（SPE規則）」¹⁷の公表につながり、その構想は、約2年後の1999年に国際専門家グループによって「SPEに関する規則草案（VOE）」¹⁸として結実している。しかし、このような発展にもかかわらず、EU全域に及ぶ中小企業のための会社形式について議論する場合には、常に企業実務において実際の必要性があるのかどうか論じられた。なぜなら、とくにSEに関しては、数十年間にわたる交渉の上、いわば「陣痛」¹⁹を経て誕生したことが鮮明に記憶されていることからすると、国境を超える会社形式を展開する重要なプロジェクトに取り組むには必然的に一定の慎重さが要求されたからである。その反面、中小企業がEU経済の担い手として果たす役割を改善する機会が与えられているにもかかわらず、この機会に迅速に対応しないことだけは避けられなければならないというジレンマが存在したことも事実である²⁰。

それでは、中小企業がEU全域に及ぶ事業活動のために、実際にSPEの創設が必要とされるのであろうか。この疑問を解消するには、中小企業の経済的成果が外国市場の確保にかかっていることも考慮しなければならない。産業中心のダイナミックな中小企業は、域内市場の利用者であると同時に、当該中小企業の柔軟性、顧客指向性および改革能力は、中小企業にとって大きな強みでもある²¹。たとえばドイツでも、輸出指向型の典型的な中小企業の例が、機械および建築業界であり、現在では、これは中小企業全体の約75%を占め、そのうち平均して47%がEU加盟国で事業活動を展開しているとされる²²。中小企業は、これらの強みを発揮するために、効果的な販売とサービスを提供しなければならないが、販売とサービスの提供は、とくに

EU の市場では、中小企業がそのための子会社を設立することによってのみ実現している状況である。そのような子会社を EU 域内において設立する場合、中小企業は、EU 加盟国ごとに相違する 27 ヶ国の会社法に直面することになるが、これによって必然的にたとえば設立の要件や業務執行者の責任問題、その他の会社法上の規整について広範な情報および場合によっては涉外事件に係る法律相談を必要とさせる。この状況は、中小企業にとって、多大な費用を発生させるだけでなく、販売サービス網を組織する場合において不確実性や困難をも発生させるが、この問題を解決するのは容易ではない²³。

このように EU における中小企業のための会社法が統一化されていない現状はなかなか克服できなかったが、2000 年以降においても、SPE の立法計画の必要性自体は実務においても支持されていた²⁴。たとえばドイツ機械・建築連合協会（VDMA）²⁵ による 2002 年のアンケート調査によれば、当該 VDMA に加入する企業は、前述のように EU 域内における相違する会社法やこれに基づく法律相談費用の発生のために現状には満足しておらず、したがって、SPE の創設に対する強い必要性を生じさせただけでなく、2006 年 7 月にヨーロッパ委員会によって公表された「行動計画の将来的な優先順位に関する公開ヒアリング」によれば、ヒアリング対象企業の 64% が、中小企業に固有の会社形式の必要性を肯定したとされる²⁶。他方、このような実務の動向から、ヨーロッパ委員会自体も、EU 経済に重要な当該プロジェクトの重要性を無視できなくなり、消極的ながらも、その着手を表明したことで希望に満ちた新しい方向への問題提起がなされた。

これを受けて、2008 年 6 月にヨーロッパ委員会は「ヨーロッパのための中小企業法（Small Business Act für Europa）」²⁷ を公表した。この中小企業法は、250 名未満の従業員を雇用する中小企業を支援することで、それ以上の労働の場を提供すること、とくに労働集約的な中小企業に対する付加価値税を引き下げて、若い企業家のために促進プログラムを提供すること、さ

らには中国やインドへの事業拡大に際しての特別な支援を行うことなどを目的とし、EUとその加盟国における中小企業の強化のための一連の具体的措置を定めている²⁸。これによって、中小企業法の実現に向けてその一步が踏み出されたことになるが、その具体的措置の一つとして重要な措置が、ヨーロッパ委員会によって2008年6月25日に提出された「SPE規則案」であり、いわばヨーロッパ版有限会社としてのSPEの創設に向けた立法活動なのである。SPEの創設は、まさに中小企業法を構成する重要な部分であって、実務の要求にも対応する、国境を超える中小企業のためのいわば「ヨーロッパブランド」として期待されている²⁹。その後の2009年3月にはヨーロッパ議会によって当該規則案に係る修正案が提出され、また同年4月27日にはヨーロッパ理事会の議長による議長案も提出されたが、これらの草案のうち活発な議論を引き起こしたのは、最初に掲げた2008年6月25日のヨーロッパ委員会の提出に係る規則案にほかならない。いずれにしても、SPEは、現在の中小企業の需要にも合致する、SEのいわば兄弟分としての「ヨーロッパ版有限会社」であることに疑いはない。

2. EUの域内市場における中小企業

ヨーロッパ委員会の報告によれば、域内市場で活動する中小企業³⁰は約2,300万社に及ぶとされ、これはEU域内のすべての企業の99%以上にも達する一方、これらの中小企業が約67%の雇用を創出しているといわれる³¹。この事実に基づき、ヨーロッパ委員会も、中小企業の持続的な発展と促進の強化に努めているにもかかわらず、中小企業は、大企業とは異なり、国境の外でサービスの提供や商品の販売を行うことは少ない。すなわち、これらの企業のうち、その約8%に限り、国境を超えて取引を行っているにすぎず、またその約5%に限り、外国に子会社を設けているにすぎないのである³²。この比率の引上げを妨げる要因としては、言語上の障害や文化的相違だけで

なく、とりわけ各加盟国における会社法の相違ならびに課税システム、労働市場ならびに社会システムにおける重大な相違が考えられる³³。これらの相違によって、国境を越えて事業活動を開始すれば、重大な困難と費用を発生させるだけでなく、通常、他の加盟国への事業拡大についても妨げられることになる。外国の業務提携パートナーと協力関係を構築する場合において、当事者の一方が未知の会社法秩序を受け入れなければならないならば、ここに少なくとも法的かつ心理的な障害があることは否定できない³⁴。また、国境を超えて事業活動を行う場合、たとえば中東ヨーロッパに位置するポーランド共和国や、新加盟国のチェコ共和国のように、両国の有限会社は、EUにおいて広く周知されていない実情から、取引相手方が必ずしも積極的に両国の有限会社を再認識する価値は存在しないし、他方、新加盟国出身の会社にとっても、拡大された共通の域内市場に受け入れられないという重大な競争上の不利益が存在する³⁵。

このような問題は、現行法によっても十分に解決できるものではない。各加盟国における会社法の相違に基づけば、EUの域内市場において独立の子会社を設立する場合、現在では、その設立はそれぞれ27カ国の国内法³⁶に基づき行われるだけでなく、会社の本拠地をEUの他の加盟国に移転する場合や、国境を超える合併を行う場合であっても、必然的に不利益を伴う³⁷。とりわけ、いまだ周知されていない会社形式には、市場の相手方に相当な注意を喚起させよう。たとえばイギリスの有限責任会社（Limited）のように、これまで域内市場全体における事実上のEUの会社形式とみなされた会社形式でさえ、奏功することはなかったとされる³⁸。すでにドイツでは、少ない開業費用や高度な柔軟性を有するイギリスの有限責任会社の利点以外にも、ドイツの有限会社と比べて高度な開示義務、厳格な自己資本の拘束、強化された業務執行者に対する責任などのような不利益についてもますます認識が高まったことから、従来と比べて当該会社形式を設立する熱気は著しく冷め

たといわれる³⁹。

たしかに、EU の会社形式としては、前述のように、すでに EWIV、SCE ならびに SE の各形式が存在しているが、これらの会社形式は、中小企業の経済活動に最も適切な法的枠組みを提供するものではない⁴⁰。たとえば EWIV については、収益の獲得を指向できないだけでなく、500 名以上の職員を雇用してはならないという制限がある。また、たしかに内部関係において定款形成の自由が付与されるが、社員は、会社の債務に対して無限の連帯責任を負わなければならないし、少なくとも 2 名の社員が異なる EU 加盟国出身でなければならないという不都合も存在する。SCE についても、共同組合としての一般的な共同組合法上の特殊性に従うことになるし、さらに、SE は、部分的規制だけが定められた結果として、それ以外については国内法が適用されることになる。これによって、適用可能な法規整に障害が生じるだけでなく、結論として SE は必然的に大企業に限定される。このことから、ヨーロッパ委員会では、別の会社形式の必要性が認識されたことによって、SPE という別のヨーロッパ版の会社形式の導入が企図されたのである。SPE の導入によって、SPE が中小企業の実際の要求に適合するだけでなく、その会社形式は、コンツェルンやジョイント・ベンチャーとしての利用にも柔軟に対応できるよう期待されている⁴¹。

3. SPE の創設の必要性

前述のように、EU の会社形式としては、EWIV や SCE、さらに SE の各形式が存在するが、SPE は、とりわけ中小企業を対象として新たな可能性を開くものと期待されている。なぜなら、この法形式によって、中小企業は、迅速かつ容易に、また統一的なルールに基づき、EU 域内の外国における子会社の設立やジョイント・ベンチャーの立上げが可能になるからである。その反面、これまで存在した EWIV などの EU の会社形式についても、中小

企業のために指令を通じて調整された一部の会社法についても、必ずしも SPE のための固有の選択肢ではなく、また開業の自由に係るヨーロッパ裁判所の判例でさえ、中小企業の国境を超える事業活動を容易にすることはできなかつたと指摘されている⁴²。このような事情に基づき、現在、SPE がなぜ必要なのかは、前述したところと重複する部分もあるが、次の4つの理由から明白になる。

第一に、中小企業は、子会社の設立に際して、通常は経済活動が行われる各 EU 加盟国の法形式を選択することになるが、そのような場合には、涉外事件に係る法律相談の必要性とそのコストの増加を生じさせるだけでなく、しばしば事業活動を抑制する効果さえ発生させる。そうであれば、SPE は、非常に効果的な現代型のヨーロッパブランドとして EU 全域において設立できる利点があり（法的不安定性の除去）、市場における信頼についても獲得できるようになる⁴³。

第二に、SE ならびに EWIV や SCE のような他の EU の会社形式を利用する場合においても、前述のような理由からすれば、中小企業にとって適切であるとはいえない。しかし、もし中小企業が SPE を選択する場合には、域内市場において増加する競争にも耐えることができ、将来的に市場の開拓も可能になる⁴⁴。

第三に、中小企業は、単に EU 域内における外国での経済活動の開始を欲するにすぎず、完全に当該外国へ移転したいわけではないことからすると、通常の場合、中小企業には所在地を移転すること自体に関心があるわけではない⁴⁵。また、課税上の観点からみても、SPE の設立によって、いわば外国の支店が固有の法人格を有することで、課税上の処理が簡明になる。もし法的に独立していない支店を外国で開設するならば、場合によっては登記と支店開設の両者の所在地において二重課税を受けるおそれがあるからである⁴⁶。また、国境を超える合併に関する第 10 会社法指令によっても、常に

吸収会社の所在地国の会社法の適用を受けることから⁴⁷、実務の必要性に依拠することはできない。

第四に、開業の自由（EC条約43条、48条）に関する Centros 事件⁴⁸、Überseering 事件⁴⁹ および Inspire Art 事件⁵⁰ のようなヨーロッパ裁判所の判例の蓄積によって、たとえばドイツでの事業活動のために、ドイツの多数の事業者に対して、イギリスの有限責任会社の利用が可能になったことから、これに基づき当初は SPE の必要性自体が否定された。その主要な論拠は、判例上、EU 域内における会社形式の選択の自由が原則として確保され、ヨーロッパ裁判所自体が企業の十分な機動性を確保したことから、新たな超国家的な会社形式に対する必要性そのものが存在しないのではないかという疑問である⁵¹。しかしながら、SPE の創設は、ある国家から他の国家への所在地の移転の機動性や、会社の所在地国以外での活動だけが重要なのではなく、その事業活動が多国籍的に国境を超えるが、みずから国境を超えて移動しない外国における子会社の組織網の創設も可能にさせるものであって、これはヨーロッパブランドである SPE にしかできないことである⁵²。

4. SPE の法的根拠

SPE 規則案の法的根拠は、SE、EWIV および SCE と同様に、共同市場の目的達成のための EC 条約 308 条であり⁵³、SPE は、EU 全域において同一の規整に服する EU の会社形式として導入されることになる。この規整は、共同体法に基づく規則（Verordnung）の制定によって定められるので、規則に定められた各規定は、国内法化の過程を経ることなく、各加盟国に直接に義務づけられることになる（EC 条約 249 条 2 項）。もともと、SPE 規則案は、完全法規（Vollstatut）として起草されたものであるが、部分的に規則においても定款においても規定されない領域が含まれている。規則もしくは定款によって規制されなかった部分に限り、SPE の登記の所在地に

において適用される加盟国の有限会社法の規定が適用されるので（規則案4条2項参照）⁵⁴、会社法の外では、各加盟国によって相違する倒産法、労働法、会計法ならびに民事法一般が適用されることになる⁵⁵。したがって、たとえば倒産法分野では、取締役の個人責任を生じさせるフランスの負債填補訴権（*action en comblement du passif*）やイギリスの不正取引（*wrongful trading*）の適用のほか、ドイツにおける適時の倒産申立て義務の遵守（ドイツ有限会社法64条1項）が生じることになろう⁵⁶。これらの領域が規則案の適用範囲から除外されたのは、政治的なコンセンサスが達成されなかったからにほかならない⁵⁷。

規則案は、完全法規を実現する意図があったにもかかわらず、簡潔に全部で48カ条しか定められていない。これは、「発起人に対する強制的な規制委任」を利用した結果であるとされる⁵⁸。したがって、規則案に係る附則Iにおいて、一定の規制の内容が発起人にあらかじめ提供されるわけではなく、SPEの定款において発起人が強行法的に規制しなければならない多数の項目が掲げられているのである⁵⁹。たとえば、①利益配当の参加および議決権のような持分に結合した権利および義務、②持分の譲渡を制限するか、もしくは禁止する場合についての詳細、③締出し（*squeeze out*）や売渡権（*Auskaufsrecht*）に係る詳細、④現物出資設立の手続、とくに目的財産の価値に係る検査の要件とその方式、⑤自己持分の取得の可能性とその手続要件、⑥資本を変更する場合における手続、⑦社員決議の承認の方法ならびに社員に対する決議案の通知に係る形式および期間、⑧業務執行機関の構成ならびに業務執行者の選任に係る選定の基準および手続、⑨業務執行機関によるSPEの代表に係るルール、がある。

前述のように、規則案は、総則、設立、持分、資本ならびに従業員の共同決定など、10章から構成され、その条文数は全部で48カ条からなり、定款の絶対的記載事項に係る2つの附則と、所在地の移転の登記に係る申請様式

を有する比較的広範なものである。このような規則案によって、SPE が実際にも一貫して EU に定着することが重要であって、SE が主としてドイツで受け入れられたように、SPE がいわば「ドイツの SE」⁶⁰と批判されたような状況になってはならない。

III. SPE 規則案—各論（規制の内容）

SPE が実際に中小企業に受け入れられ、EU 加盟国の各会社形式との競争を生じうるには、費用面で有利にかつ容易に設立されるとともに、高度な柔軟性と定款形成の可能性についても示されなければならない。そのような場合にのみ、SPE は、実際に EU においていわば「自己の居場所」を見出すことができるのである。以下では、そのような SPE に係る各規整の特徴を概観することにした。

1. 一般規定

一般規定では、SPE の主要なメルクマールが確定される。すなわち、SPE は、その資本が持分に分割された法人格を有する会社である（規則案 3 条 1 項 (a) (c)）。また、いわゆる持分保有者（Anteilseigner）の責任については、持分保有者が引き受けた資本に限定され（規則案 3 条 1 項 (b)）、SE の場合のように、SPE の持分が公募されることも公的に取引されることもない（規則案 3 条 1 項 (d)）。さらに、規則案と各加盟国の国内法との関係について、SPE は、まず、各加盟国に直接適用される規則によって規制されるが、ある事項が規則の条文もしくは附則 I に基づく定款によって補充されない場合にのみ、SPE の所在地における「有限責任会社」に係る各加盟国の国内法の適用を受ける（規則案 4 条）。選択的に、その間隙を埋めるために加盟国が設けた規制の適用を受ける場合がある（規則案 43 条参照）。これによって、

規則案に定められた規整自体には国内法の適用から一定の距離が置かれ、この方法によって、EU 域内における SPE の実現可能性が相当に容易になるといわれている⁶¹。

2. 設立規整

(1) 設立の要件 SPE の設立規整では、主として中小企業に対する法的小および行政的障害の除去が目的とされる⁶²。したがって、まず、SPE の設立自体についての制限は存在せず、その結果として、SPE は、一もしくは複数の自然人もしくは法人によって設立される（規則案3条1項(e)）。この場合、自然人については、その者の出身に制限はなく、必ずしも SPE の設立のために EU の一加盟国に定住している必要もないし、少なくとも2以上の加盟国出身の社員の参加が必要であるわけでもない⁶³。法人については、当該法人が人的会社であるか、資本公司であるかを問わない⁶⁴。一人の者による設立が可能であるために、「一人 SPE」を設立することも可能である。設立の方法としては、SE の場合とは異なり、いわゆる「無からの (ex nihilo)」設立（新規設立）が可能であるととも、各加盟国の会社に許容されている組織変更や合併もしくは分割の方法によっても設立することができ（規則案5条1項）、さらに登記の所在地および本拠地もしくは本店については、相違する加盟国に設置することができる（規則案7条）。新規設立の場合には、単に、規則案に定められた絶対的記載事項を具備した、全設立社員の署名による定款の作成が必要であるにすぎない（規則案8条2項）。このような条件からすれば、SPE が、ドイツの有限会社 (GmbH)、イギリスの有限責任会社 (Limited) ならびにフランスの有限会社 (S.A.R.L) のような各加盟国の会社形式と直接に競合する可能性を有することになり⁶⁵、SPE の魅力についても、それだけ増大することになる。なお、SPE の商号には、「SPE」という法形式の文字が付加されなければならない（規則案6条）。

次に、SPE の設立に際して、SE の場合と同様に、複数の EU 加盟国において事業を営んでいるという意味での、国境を超える複数の加盟国との関連性は必要ではない⁶⁶。したがって、社員は、EU 域内における所在地の選択に関係なく、規則案に補充して、SPE がさらなる適用を受ける特定の加盟国の法秩序を自由に選択することができるようになる（規則案 4 条を参照）。たとえば発起人が登記の所在地について、たとえばイギリスを選択する一方で、SPE の実際の本拠地がフランスにある場合には、当該 SPE は、少なくとも会社法については補充的にイギリス法に服することになる。なお、国境を超える要件は容易に潜脱できるのではないかとの疑義については、この関連性を放棄することで回避されたとされる⁶⁷。

(2) SPE の定款 定款の内容については、規則案自体に具体的な内容の基準が設けられたわけではなく、附則 I において設立、持分、資本および組織に係る最低限の記載事項が掲げられているにすぎない（いわゆる発起人に対する規制委任；規則案 8 条 1 項）。たとえば設立に関しては、SPE の商号や設立資本、設立社員の氏名および住所など、持分に関しては、持分の分割や併合の可否、持分譲渡の制限または禁止に係る事由などが定められており、資本に関しては、準備金の積立ての要否、払込みの時期と条件、中間配当の可否、資本増加または資本減少に係る手続など、さらに機関に関しては、社員決議の採択の方法、経営機関の構成（いわゆる一層構造あるいは二層構造）、取締役の適格基準、監査役の有無などが定められている。この場合、附則 I に定められたこれらの事項が定款に記載されない場合についての制裁は、規則案自体ではなく、各加盟国の国内法において定められる⁶⁸。

(3) 公証人の認証 定款における公証人の認証は必ずしも必要ではなく、設立社員全員の署名がある単なる書式で足りる（規則案 8 条 2 項参照）。たしかに、この措置は簡単な企業の設立の意味においては妥当するが、その反面、ドイツ法では中立的かつ独立の諮問機関として信頼される公証人制度の意

義が失われるという側面も否定できない⁶⁹。つまり、公証人制度は、公証人の助言義務によって定款の内容に関する高度な適法性の保証を確保するだけでなく、規則案によって付与された定款形成の自由に基づき、法的に未熟な企業家のための公証人による法的支援が期待されないことになるのである⁷⁰。しかしながら、SPE の設立に際して考慮された簡易化措置は、結局のところ、認証を必要とすることで複雑化する側面も無視できず、設立の形式が少なくとも各加盟国の国内法に従うのであれば、EU 全域における SPE の画一性に反する結果を生じさせることにもなる。したがって、一方では、公証人の認証の要否について疑義を表明する見解も存在しているところである⁷¹。なお、公証人の認証の利点については、2008 年 10 月 23 日のドイツにおける有限会社法の現代化および濫用の克服に関する法律（MoMiG）⁷² の立法手続の過程においても示されており、ここでは、設立に際して社員に対する最低限の法的助言を確保するために、原則として公証人の認証の必要性が残されている⁷³。

(4) SPE の登記 SPE は、自己の所在地にある加盟国の商業登記簿もしくは会社登記簿への登記と同時に、法人格を取得する（規則案 9 条 2 項）。規則案は、SPE について特別な登記手続を定めず、原則として会社の開示に適用される各加盟国の国内法を援用する（規則案 11 条 1 項）。登記は、電子的に申請することも可能であり（規則案 10 条 1 項 2 文）、また各加盟国は、登記申請に必要な事項ならびに文書を要求することもできる（規則案 10 条 2 項）。各加盟国は、選択的に司法官庁もしくは行政官庁による記載事項ならびに文書の監督を実施するか、もしくは SPE の登記申請に必要な事項および文書の認証を定めることができる（規則案 10 条 4 項）。規則案は、定款において附則 I 所定のすべての項目が含まれない場合に対する制裁を定めていないが、必要な事項が定款に定められなければ、SPE の登記は拒絶される。そうであれば、附則 I に掲げられた事項は、定款の内容に係る一種の「チェッ

クリスト」の性質を有することになる⁷⁴。すなわち、商業登記簿もしくは会社登記簿への申請に際して附則 I の各事項が定款に定められているかどうかは、この「チェックリスト」の審査によって行われるのである⁷⁵。ただし、この場合、内容的な審査は行われない。

(5) 設立前の責任 SPE の登記前に SPE の名において行為を行った場合には、当該 SPE が登記後に、当該行為から生じる義務を引き受けることができる。しかし SPE が引き受けない場合には、行為者が連帯して無限責任を負う（規則案 12 条）。

3. 持分に対する規整

(1) 持分および持分保有者名簿 持分保有者（規則案 2 条 1 項 (a)）には、とくに利益や議決権のように持分に付着した権利および義務について多大な裁量が付与される。したがって、持分に係る規整に関しても、比較的自由にかつ柔軟に形成されている⁷⁶。持分が複数の者によって保有される場合には、これらの者が持分保有者とみなされ、共同代理人を通じて権利が行使される（規則案 14 条 4 項）。また、SPE は、持分保有者に対して基本持分もしくは議決権のない優先持分を付与することができる。SPE には持分保有者名簿が備え置かれ、かつ保管され（規則案 15 条 3 項参照）、別段の証明がない限り、この名簿は持分保有者であることの証明として用いられる（規則案 15 条 2 項参照）。その限りでは、持分保有に係る善意者保護のために利用される⁷⁷。名簿には各持分保有者の氏名や住所、各保有者が保有する持分の数、持分が共同保有される場合の共同代理人、持分取得の時期など最低限の事項が記載され（規則案 15 条 1 項参照）、これらの事項は持分保有者もしくは第三者の要求に応じて調査されうるが（規則案 15 条 3 項）、名簿自体を登記裁判所に提出する義務は存在しない。

(2) 持分の譲渡 持分譲渡の制限もしくは禁止（譲渡制限）を導入もし

くは変更する場合について、その導入もしくは変更には、当該譲渡制限に関係するすべての持分保有者の同意が必要である（規則案 16 条 1 項）。持分の譲渡には必ずしも公証人の認証を要しないが、これに代わって単純な書式を要する（規則案 16 条 2 項）。持分の譲渡は、SPE に対しては、持分保有者が SPE に譲渡を通知した日に、第三者に対しては、持分保有者が持分保有者名簿に掲げられた日に有効になる（規則案 16 条 4 項）。ただし、持分の譲渡は、規則および定款に合致する場合にのみ有効である（規則案 16 条 5 項 1 文）。なお、持分を善意で取得した者の保護については、各加盟国の国内法の規定が適用される（規則案 16 条 5 項 2 文）。

(3) 持分保有者の締出し (Ausschluss) および退社 (Ausscheiden)

規則案は、一定の手續上および内容上の要件のもとで、持分保有者の締出し（規則案 17 条）および退社（規則案 18 条）を定める。まず、持分保有者の締出しは、とくに持分保有者が SPE の利益に「重大な損害を与えた」か、もしくは持分保有者の存在が「SPE の事業活動にとって不利」であることを条件とする。持分保有者の締出しを命じることができるのは所轄の裁判所であり、持分保有者の決議に基づき行われ、裁判所への締出しの申立ては、持分保有者の決議後 60 日以内に行われる（規則案 17 条 1 文および 2 文）。次に、持分保有者は、SPE から退社する権利を有するが、この権利は、SPE の財産の重要な部分が剥奪されるか、登記の所在地が他の加盟国に移転するなど、SPE の事業活動によって持分保有者の利益に重大な損害が生じる場合に発生する（規則案 18 条 1 項）。持分保有者は、理由を付した書面によって、SPE に退社を通知しなければならない（規則案 18 条 2 項）。

4. 資本制度

(1) 最低資本金 規則案の資本規制について特徴的なことは、資本規制が債権者保護として構想されていないことである⁷⁸。これは、最低資本金が

単に1ユーロにすぎないことから推測されよう（規則案19条4項）。この根拠としてあげられるのは、次の2つである⁷⁹。すなわち、第一に、新規設立は低い最低資本金要件によって促進されること、第二に、債権者は今日では支払能力の判断にキャッシュ・フローのような資本と異なる観点をを用いること、である。また、持分保有者でもある小規模企業の経営機関の構成員は、たとえば取引銀行のような債権者にしばしば個人保証を要請するのに対して、銀行は、たとえば債権の完済の場合にはじめて商品の所有権を譲渡するように、債権の保全のために資本以外の方法を利用している⁸⁰。さらに、規則案の起草者においても、法律に基づき、SPEの全利用者に資本数値を固定化する必要性に疑問を有しているとされる⁸¹。たしかに最低資本金の固定は、企業の設立の慎重性を証明する一種の堅実性基準（Seriositätsschwelle）とみなされるが、一般的に最低資本金だけで債権者保護を保障するのに十分ではなかろう。したがって、SPEは、自己の事業目的に基づく実際の経済需要に応じて資本を具備しなければならず、資本が具備されない場合には、たとえば法人格否認の意味におけるドイツの持分保有者に対する責任把握（Durchgriff）などが検討されることになる⁸²。

(2) 金銭出資および現物出資 SPEの設立もしくは資本増加に際して持分の引受けに対する対価の履行に制限は存在しない。したがって、定款に規定されるのは、発起人による金銭出資もしくは現物出資の履行である（規則案20条1項参照）。この場合、金銭出資について、SPEの持分はその発行に際して全額払い込まれる必要はなく（規則案19条3項）、それゆえ、払込義務の金額に係る基準は規則案に定められていない。これに対して、現物出資の給付については、どのような所有権、権利あるいは役務などが持分に対する対価として認められるのか、またそれらがいつ給付されるのかについて決定することは出資者の任意である。たとえばドイツの有限会社法では、現物出資は、主として①取引可能でありかつ会社に譲渡できる権利の客体、

②固有の財産的価値が付与される権利の客体、③現在の価値を評価でき、かつその性質上十分な価値を有する権利の客体のそれぞれが対象になりうると思われる⁸³。この意味では、現物出資の対象に役務も含まれることは、ドイツの有限会社法によれば役務は社員の付随給付義務として合意されることが少なくないことからすると、ドイツの有限会社法に基づく現物出資能力を超えるものと評価されている⁸⁴。ただし、SPE の場合には、定款において現物出資の評価が鑑定人によって行われるのかどうかの確定が必要である（附則 I）⁸⁵。出資の払込み（対価の支払いもしくは現物出資の給付）の責任は、すでに持分を保有する者が各加盟国において適用される国内法に基づき責任を負い（規則案 20 条 3 項）、持分保有者は、原則として合意された対価の支払義務もしくは合意された現物出資の給付義務を免除されない（規則案 20 条 2 項）。

(3) 配当規制 規則案は、SPE の資産に着目して、持分保有者に対する配当規制（資本維持規整）を設けている。配当とは、持分保有者が、保有する持分に基づき、直接もしくは間接に、場合によっては金銭の分配もしくは不動産の譲渡ならびに債務の引受けを含めて、SPE から受ける各経済的利得をいい（規則案 2 条 1 項 (b)）、この広範な概念によって債権者保護を確保している。配当が実施されるのは、SPE の資産が配当後に負債を完全に補填する場合に限る（計算上のテスト(Bilanztest)；規則案 21 条 1 項 1 文）。配当議案は、持分保有者ではなく、経営機関によって提出されるが（規則案 21 条 1 項）、持分保有者に対する配当は、原則として定款における確定のほか、持分保有者の多数決決議によって決定される（規則案 27 条 1 項 (e)）。

上述のような配当後の資産が負債を下回らないという意味での計算上のテストは、たいていの加盟国の規制に対応するといわれるが⁸⁶、さらに任意に持分保有者に対して、定款において補足的に、健全性に係る「ソルベンシーテスト (Solvenztest)」を設ける可能性が認められる（規則案 21 条

2項参照)。これによれば、SPEが通常の事業経過において期限の到来した債務を、配当後1年以内に弁済できる場合にのみ配当することができ、この場合には、弁済が可能であることを確認する「ソルベンシー証明書(Solvenzbescheinigung)」の発行が義務づけられる⁸⁷。また、持分保有者が定款に基づき経営機関に対して、配当前のソルベンシー証明書への署名を求める場合には、その理由や証明の基準など、これに関係する諸要件についても定められなければならない。当該証明書は、その根拠を明らかにするために公表されなければならない(規則案21条2項後段)。この公表に基づくならば、経営機関にとっては、当該証明書のために、場合によっては配当提案のインセンティブが少なくなるのではなかろうか⁸⁸。

このような配当規制に違反した場合に対する法律効果として、持分保有者が配当規制に違反していることを知っていたこと、あるいは諸事情によって違反を知りえたことを、SPEが証明する場合には、当該持分保有者は受領した配当を返還しなければならない(規則案22条)。これに対して、経営機関の構成員が虚偽の証明書を発行した場合には、損害賠償義務を負わされる(規則案31条2項参照)。ただし、この損害賠償義務はSPEに対してのみ生じるので、債権者が、経営機関に対する直接の請求権を有するわけではない⁸⁹。

(4) 自己持分の取得 SPEは、会社財産の保護のために一定の条件のもとで自己持分を取得することができる(規則案23条2項)。ただし、自己持分の取得前に計算上のテストが実施されるか、あるいはソルベンシーテストの実施が定款に定められる限りでは、ソルベンシーテストが実施されなければならない。自己持分の取得を決定するのは、持分保有者である。自己持分については、議決権や新株引受権のような持分に結合した非金銭上の権利は停止される(規則案23条3項)。定款では、別に追加条件や制限を確定することができる⁹⁰。

(5) 資本減少および資本増加　資本減少については明文をもって規制されているのに対して（規則案 24 条）、資本増加については対応する規制を欠く。唯一、資本増加は持分保有者が決定することが定められているにすぎない（規則案 27 条 1 項（h））。しかし、附則 I によれば、発起人に対する規制委任として、資本増加に係る手続および適用される各加盟国の国内法の規定が定款に定められるので、この範囲内において各加盟国の国内法の適用を受けることになる。ただし、規則案が、最終的に資本増加に係る固有の規整を定めなかった場合には、問題が生じることもあるのではないかとの指摘がある⁹¹。

5. 機関関係

(1) 社員総会　原則として SPE の持分保有者は、SPE の機関構成に際しても多大な裁量を有している。基本的に①持分に基づく権利の変更、②持分保有者の縮出し、③持分保有者の退社、④年度決算書の認可、⑤持分保有者に対する配当、⑥自己持分の取得、⑦持分の買戻し、⑧資本の増加、⑨資本の減少、⑩経営機関の構成員の指名および解任およびその委任時期、⑪ SPE が決算監査士を置く場合には、当該決算監査士の選任および解任、⑫ SPE の登記された所在地の、他の加盟国への移転、⑬ SPE の組織変更、⑭ 合併および分割、⑮解散、⑯以上の事項以外の定款の変更の各 16 の事項については、持分保有者の多数決決議によって決定される（規則案 27 条 1 項（a）ないし（p））。これらの事項は例示列举であり、それ以外の事項についても含めることができるが、総会の通知時期や方法、招集、運営および代理人による議決権行使などは原則として定款に定められる（附則 I）。持分保有者が完全に事実を知って決議を行うことができよう、すべての持分保有者は、経営機関によって十分な情報をもって通知される（規則案 27 条 3 項）。前述の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮および⑯の決議は総議決権の 3 分の 2 以上の特別多数決

によって行われる必要があるが（規則案 27 条 2 項）、それ以外の事項に係る議決の方法や必要な多数決などは定款において確定される。もっとも、たとえば 4 分の 3 以上の多数決のように特別多数決以上の多数決を規定することは可能である。なお、決議の取消しを求める持分保有者の権利については、各加盟国の国内法に服することになる（規則案 27 条 4 項後段）。ただし、たとえばドイツの有限会社法のように、社員決議の取消しならびに無効の規制が存在しない場合においては、ドイツに登記の所在地を有する SPE に対して、株式法の規定が適用される⁹²。

持分保有者の権利として、まず、持分保有者の一般的な情報請求権が定められる（規則案 28 条）。したがって、持分保有者は、決議、年度決算書および SPE の活動に関係するその他の業務について適正な報告を受け、かつ SPE の経営機関に質問する権利を有している。次に、議決権の 5% を有する少数社員権として、持分保有者は、理由を示して経営機関に決議案を提出する権限を有し（規則案 29 条 1 項）、かつ重大な法規定もしくは定款違反の疑義がある場合には、所轄の裁判所もしくは行政官庁に独立の鑑定人（とくに独立の経済監査士）の選任を求める権利（規則案 29 条 2 項）を有する。

(2) 経営機関の地位と権限 持分保有者は、経営機関の構成員の指名および解任について決定する。この場合、経営機関の構成員とは、企業指揮を行う各業務執行者、および SPE の指揮機関、管理機関もしくは監督機関の各構成員をいい（規則案 2 条 1 項 (c)）、それらの構成員は自然人に限る（規則案 30 条 1 項）。指揮機関とは、定款に基づき指揮権を有する一もしくは複数の業務執行者から構成される指揮委員会（Leitungsgremium）（二層式システムの場合）もしくは経営委員会（一層式システムの場合）をいい（規則案 2 条 1 項 (d)）、監督機関とは、定款に基づき指揮機関の監督権を有する監督委員会（Aufsichtsgremium）（二層式システムの場合）をいう（規則案 2 条 1 項 (e)）。定款には、経営機関の構成員の委任期間、および場合によっ

ては選定の基準が定められる。また、各加盟国において経営機関の構成員として任務を遂行するために不適任であると宣言された者は、何人も経営機関の構成員として活動することが禁止される(規則案 30 条 3 項)。この禁止は、各加盟国の国内法に従うことから、たとえばドイツの場合には、有罪判決を受けた者や裁判所の判決等により職業の従事を禁止された者などについて取締役になることを禁止する有限会社法 6 条 2 項の法律要件に従うことになる⁹³。SPE は、第三者に対して、一もしくは複数の経営機関の構成員であって、代表権を委譲できる者によって代表され(規則案 33 条 1 項)、共同代表権の定めがある場合については定款に規定される(規則案 33 条 2 項)。

基本的に規則もしくは定款に掲げられなかった全部の決議事項は、業務執行権を有する経営機関の権限に属するが(規則案 26 条 1 項)、経営機関の構成については、定款において、一もしくは複数の経営機関の構成員、選択的に一層式システムか、あるいは二層式システムかが定められる(規則案 8 条 1 項、附則 I)。

(3) 指揮機関の構成員の責任 経営機関の構成員は、「SPE の最善の利益のために」行動する義務を負い(規則案 31 条 1 項 1 文)、当該構成員は、合理的な方法によって活動の遂行に要求される注意および適性をもって行動しなければならない(規則案 31 条 1 項 2 文)。これによって、構成員の一般的な注意義務が認められ⁹⁴、規則もしくは定款または持分保有者の決議において確定された事項の、経営機関の構成員の債務不履行に基づき損失もしくは損害が発生した場合には、当該構成員の責任が認められる(規則案 31 条 4 項)。経営機関の構成員は、SPE に対して義務を負い(規則案 31 条 2 項)、その義務に対する違反は、SPE の側から追及される⁹⁵。ただし、個々の持分保有者もしくは債権者に対して、経営機関の構成員を直接に訴える権利は付与していないが、この規則案に関係なく、経営機関の構成員の責任は各加盟国の国内法に従う(規則案 31 条 5 項)。もっとも、構成員の責任は、事実上

の経営機関の構成員にまで拡大される（規則案 30 条 2 項）。この場合、債権者の保護のために、経営機関の構成員の登記は必ずしも重要ではなく、したがって、この規制は、適法に選任された業務執行者の義務に従う結果となる事実上の取締役（de facto directors）の理論や 2006 年のイギリス会社法による影の取締役（2006 年イギリス会社法 161 条）の制度に類似するものである⁹⁶。

（4）社員の誠実義務 経験則上、潜在的に高度な利害衝突を生じさせる領域が、社員に対する業務執行者の誠実義務と社員相互の間における誠実義務であり、また会社に対する誠実義務の領域でもあるとされるが、これらの誠実義務は規則案において定められていない⁹⁷。したがって、紛争の可能性を生じさせるこの領域では、各加盟国の裁判所が規則案に基づく基準なしに、もっぱら国内法に基づき判断する危険が存在するだけでなく、ヨーロッパ裁判所についても判断する機会を得ない場合には、この重要な領域において判断が分かれることになる。このことから、一部では、持分保有者が少なくとも相互に最低限の配慮をなす義務を負う一般条項を定めるべきであると主張される⁹⁸。

6. 従業員の間共同決定

中小企業における従業員の間共同決定は、単にドイツ、スイス、デンマークのように若干の加盟国でしか制度化されていないことから、共同決定については、原則として、SPE が登記された所在地の加盟国に存在する共同決定に係る規整が適用される（規則案 34 条 1 項）。この原則は、国境を超えて登記の所在地を移転する場合（規則案 38 条 1 項）や、国境を超えて一もしくは複数の既存の会社と合併することで SPE を設立する場合（規則案 34 条 3 項）にも、同様に適用される。共同決定のために従業員代表と交渉する指揮機関の構成員の義務については例外的な場合にしか存在せず⁹⁹、したがって、

交渉義務は、少なくとも従業員の3分の1が本源国の所在地にとどまる一方で、登記の所在地における共同決定上の従業員保護の程度が低いか、あるいは共同決定制度を欠くような加盟国に移転される場合に存在するにすぎない（規則案34条2項、38条2項および3項）。交渉が不調に終わった場合は、移転前の本源国の法が継続して適用される（規則案38条）。なお、新設されたSPEが従業員の共同決定に服する場合には、経営機関の構造上、共同決定の権利行使が可能でなければならないことから、ドイツの有限会社の場合と同様に監査役会の設置が必要となる¹⁰⁰。

共同決定の問題は、SEの創設に際しては、数十年にわたった懸案の問題であったが、SPEに関してはあまり深刻ではないといわれる¹⁰¹。なぜなら、EUの全企業の約98%は、有限会社の監査役会に従業員を参加させる義務が生じる500名の従業員数に達していないからである。したがって、SPEが目標とする主たる対象は、少なくともドイツでは共同決定を免れることになる。

7. 登記された所在地の移転

SPEは、法人格を維持しながら会社の解散を強制されることなく、登記された所在地を、他の加盟国に移転することができる（規則案35条1項）。所在地の移転は、受入国における登記の時点から有効になる（規則案35条3項）。ただし、第三者の利益を保護するために、解散、清算、倒産もしくは支払停止に基づく手続中においては、登記された所在地の移転は許されない（規則案35条2項）。移転を計画する経営機関は、本源国および受入国におけるSPEの名称および登記された所在地の住所、受入国におけるSPEの定款、移転に要する時間、移転に係る詳細な情報などが記載された書面を作成し、持分保有者の決議を経て公表する（規則案36条1項、2項(b)、27条1項(1)）。また、移転に反対する少数持分保有者および債権者の保護に

については、本源国の国内法に服する（規則案 36 条 6 項）。もっとも、国境を超えて所在地を移転する場合、移転を妨げる本質的な障害は、手続上の障害ではなく、通常の場合、税法に基づくものであろうと指摘される¹⁰²。これは、所在地の移転に基づき、最終課税（Schlussbesteuerung）および移転課税（Wegzugsbesteuerung）が生じることによって秘密準備金の発見につながるからであるとされる¹⁰³。

8. 組織再編および解散

SPE の組織再編（組織変更、合併および分割）については、解散とともに、各加盟国の国内法に従う（規則案 39 条、40 条 2 項）。これに対して、解散については、SPE の設立に係る期間の経過、持分保有者の決議、各加盟国の国内法に規定された場合のいずれかの事由が生じる場合に行われる。

9. 補足規定、経過規定および最終規定

SPE は、その所在地の加盟国において異なる通貨が流通する場合であっても、資本をユーロで計上し、かつ年度決算書をユーロで作成することができる（規則案 42 条）。また、各加盟国は、あらゆる適切な予防措置をもって、本規則の効力発生を保障しなければならない（規則案 43 条）。各加盟国は、本規則の諸規定に違反した場合における制裁に係るルールを定め、かつその適用のために必要な措置を講じる資格を有する（規則案 44 条）。この規則は、2010 年 7 月 1 日から適用されるが（規則案 48 条）、施行された場合には、国内法化の過程を経ることなく、各加盟国に直接に効力を生じる（EC 条約 249 条 2 項）。なお、SPE の試験段階として、本規則の適用が遅くとも 2015 年 6 月 30 日までにヨーロッパ委員会によって審査される。

IV. 結びに代えて

SPE 創設のための EU の努力がこれまで幾度となく払われてきたが、ようやく実現の運びになった¹⁰⁴。これまで学説からも肯定的な意見が多く、SPE に対する実務からの期待も大きかったことからすれば、当然の成り行きであると評価できるのではなかろうか。前述のように、SPE 規則案は全部で 48 ケ条と比較的少ないものの、中小企業が国境を超えてサービスを提供する場合や販売網を構築するには、とくに魅力的であるとされる。このことは、これまで成立の背景を含め、各規制について概観してきたように、最低資本金が 1 ユーロで足りることや、機関設計の規整を幅広く定款にゆだねるなど、中小企業を意識した有利な点が多くみられることから明らかであろう¹⁰⁵。各加盟国の国内法から切り離され、かつ標準化されることで、EU 域内での SPE の利用が促進されることになり、これによって、中小企業は少なくとも渉外関係に要する法律相談に係る費用を著しく引き下げることのできるのである。SPE は、中小企業だけでなく、大企業やコンツェルン、ジョイント・ベンチャー（Gemeinschaftsunternehmen）や持株会社、ならびに国境を超える組織再編や M&A にもその用途の可能性が開かれており、その多様な利用が期待されている¹⁰⁶。

しかしながら、その反面、最終的に SPE 規則案が完全法規として策定されなかったことや、SPE がコンツェルンの形成に際して各加盟国の複雑な国内法に従うことは、多少とも SPE の魅力を引き下げるだけでなく、またモデル定款を利用しなかったことは設立に係る費用を生じさせる一因にもなる¹⁰⁷。持分保有者の誠実義務が必要かどうかとも、とりわけ企業結合関係から生じる問題の処理として重要であることからすれば、残された検討課題は少なくない。さらに、ドイツでは、2008 年 10 月 23 日の有限会社法の現代化および濫用の克服に関する法律（MoMiG）の制定によって、（有限責任）

事業者会社（Unternehmergesellschaft（Haftungsbeschränkt））といういわば「ミニ有限会社」が創設されたのに対して（ドイツ有限会社法 5a 条）、さらにイギリスでは、すでに有限責任会社が存在することからすれば、必然的に SPE が実際に中小企業にとって最適の会社形式なのかどうかという競合問題も生じさせることになろう。SPE が EU 域内で果たす役割は小さくないと思われるが、実務での運用や残された課題の克服がどのようになされるのか、その関心は尽きないが、いずれにしても、今後の発展に注目していく必要がある。

[付記] 本稿は、（財）全国銀行学術研究振興財団による 2009 年度の助成に係る研究である。この度の助成に心から謝意を表します。

(注)

¹ なお、厳密には域内市場と共同市場は必ずしも同義ではなく、共同市場は域内市場より広い概念であるとされる（庄司克宏『EU 法 政策篇』（岩波書店・2003）6 頁）。

² 日本経済新聞 2010 年 2 月 21 日 4 面を参照。

³ 外務省のホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>）による。

⁴ Verordnung (EWG) Nr. 2137/85 des Rates vom 25. 7. 1985 über die Schaffung einer Europäischen wirtschaftlichen Interessenvereinigung (EWIV), ABl. L 199 vom 31. 7. 1985, S. 1 ff. なお、<http://www.libertas-institut.com/de/EWIV/Statistik.pdf>によれば、2000 年にはヨーロッパ全域で 137 の団体が設立され、また 2005 年には 95 の団体、2008 年には 67 の団体、2009 年には 47 の団体が設立されたとされる（2010 年 1 月 28 日現在）。

⁵ Verordnung (EG) Nr. 2157/2001 des Rates vom 8. 10. 2001 über das Statut der Europäischen Gesellschaft (SE), ABl. L 294 vom 10. 11. 2001, S. 1 ff.

⁶ Verordnung (EG) Nr. 1435/2003 des Rates vom 22. 7. 2003 über das Statut der Europäischen Genossenschaft (SCE), ABl. L 207 vom 18. 8. 2003, 1 ff. ヨーロッパ協同組合は、現在、ヨーロッパ全域でイタリアの ESCOOP および Nova、ならびにドイツの Europäisches Prüfinstitut Wellness & SPA の 3 つが存在するにすぎない（Bayer/Schmidt,

BB-Rechtsprechungs- und Gesetzgebungsreport im Europäischen Gesellschaftsrecht 2008/09, BB 2010, S. 387, 388 Fn. 22)。

- ⁷ Eidenmüller/Engert/Hornuf, Die SE: Empirische Bestandsaufnahme und Entwicklungslinien einer neuen Rechtsform, AG 2008, S. 721, 722. また、これによれば、ヨーロッパ会社は、2008年6月現在、ヨーロッパ全域で213社が存在するとされる(Eidenmüller/Engert/Hornuf, a. a. O., S. 725)。
- ⁸ Vorschlag für eine Verordnung des Rates über das Statut der Europäischen Privatgesellschaft, KOM (2008), 396 endgültig, S. 2 (インターネットでは、<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0396:FIN:DE:PDF> において参照することができる)。なお、本草案についてはドイツ語版のほか、英語版などでも公表されているが、原文にはニュアンスの異なると思われる表現等が散見されることから、本稿では主としてドイツ語版を基礎にしている。
- ⁹ Vgl. Vorschlag, a. a. O. (Fn. 8), S. 2.
- ¹⁰ Vorschlag, a. a. O. (Fn. 8) S. 1 ff. なお、SPE 規則案の概要については、すでに天野文子「ヨーロッパ・プライベート・カンパニー (Societas Privata Europaea) の概要と日系企業へ与える展望」国際税務 29 卷 7 号 88 頁以下 (2009) がある。
- ¹¹ SPE に係るドイツ語文献は、すでに多数存在するが、以下の論述について本稿は、主として、Dejmek, Das künftige Europa und die Europäische Privatgesellschaft, NZG 2001, S. 878 ff.; Steinberger, Die Europäische Privatgesellschaft - Schaffung einer europaweiten Gesellschaftsform für kleine und mittlere Unternehmen im Binnenmarkt, BB-Special 7 (2006), S. 27 ff.; Frischhut, Eine europäische Rechtsform („Euro-GmbH“) für KMU, ecolex 2007, S. 217 ff.; Kuck/Weiss, Der Initiativbericht des Europäischen Parlaments für eine Europäische Privatgesellschaft, Der Konzern 2007, S. 498 ff.; Brems/Cannivé, Die Europäische Privatgesellschaft (SPE) als Baustein des internationalen Konzerns, Der Konzern 2008, S. 629 ff.; Frischhut/Geymayer, Die Societas Privata Europaea (SPE), ecolex 2008, S. 970 ff.; Hommelhoff/Teichmann, Auf dem Weg zur Europäischen Privatgesellschaft (SPE), DStR 2008, S. 925 ff.; Hopt, Die Europäische Privatgesellschaft, ZIP 2008, S. 513; Lanfermann/Richard, Kapitalschutz der Europäischen Privatgesellschaft, BB 2008, S. 1610 ff.; Maul/Röhrich, Die Europäische Privatgesellschaft - Überblick über eine supranationale Rechtsform, BB 2008, S. 1574 ff.; Peters/Wüllrich, Gesellschaftsrechtliche Einigung Europas durch die Societas Privata Europaea (SPE), DB 2008, S. 2179 ff.; Peters/Wüllrich, Grenzenlose gesellschaftsrechtliche Flexibilität - die Societas Privata Europaea (SPE), NZG 2008, S. 807 ff.; Schmidt, Der Vorschlag für eine Verordnung über die europäische Privatgesellschaft (SPE) - eine europäische Rechtsform speziell für KMU, EWS 2008, S. 455 ff.; Cannivé/Seebach, Unternehmergeellschaft (haftungsbeschränkt) versus Europäische Privatgesellschaft (SPE) : Wettbewerb der Ein-Euro-Gesellschaften?, GmbHR 2009, S. 519 ff.; Hadding/Kießling, Die Europäische

Privatgesellschaft (Societas Privata Europaea - SPE), WM 2009, S. 145 ff.; Rüdiger/Gaude, Societas Privata Europaea- Unternehmensleitung und Haftung, DStR 2009, S. 857 ff. を参照した。

¹² Kuck/Weiss, a. a. O. (Fn. 11), S. 498.

¹³ Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 27.

¹⁴ Vgl. Dejmek, a. a. O. (Fn. 11), S. 879.

¹⁵ この提案が Étude du C.R.E.D.A. par J. Boucourechliev, Pour une S.A.R.L Européenne, 1973 であり、全部で 343 頁に及ぶ膨大な資料である。

¹⁶ Vorschlag, a. a. O. (Fn. 8), S. 4; Stellungnahme des Wirtschafts - und Sozialausschusses zum Thema "Ein europäisches Rechtsstatut für KMU", ABl. C 125 vom 27. 5. 2002, S. 100 (なお、この意見表明については、<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2002:125:0100:0104:DE:PDF> において参照することができる)。

¹⁷ この提案が Étude du centre de recherche sur le droit des affaires, Propositions pour une société fermée Européenne, 1997 であり、本書も 258 頁に及ぶ膨大な資料である。

¹⁸ これについては、Boucourechliev in: Boucourechliev/Hommelhoff (Hrsg.), Vorschläge für eine Europäische Privatgesellschaft, 1999 の 289 頁以下において、具体的な規整が提案されている。

¹⁹ Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 27.

²⁰ Vgl. Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 28.

²¹ Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 28.

²² Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 28.

²³ Vgl. Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 28.

²⁴ Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 28, Fn. 6 によれば、とりわけフランクフルトのドイツ機械・建築連合協会 (Verband Deutscher Maschinen- und Anlagenbau e. V. (VDMA))、ベルリンの連邦ドイツ産業連盟 (Bundesverband der Deutschen Industrie e. V. (BDI))、同ドイツ公証人連合会 (Deutschen Notarverein e. V.)、ブリュッセルのヨーロッパ貴金属産業連絡機構 (Organisme des Liaison des Industries Métalliques européennes (ORGALIME))、同ヨーロッパ商工会議所協会 (Association of European Chambers of Commerce and Industry (Eurochambers))、同ヨーロッパ共同体産業連盟 (Union des Industries de la Communauté européenne (UNICE))、パリのフランス企業運動 (Mouvement des Entreprises de France (MEDEF)) ならびに同商工会議所が支持を表明していたとされる。

²⁵ ドイツ機械・建築連合協会は、EU における大規模な投資財団体 (Investitionsgüterverband) である。その約 3,000 社の構成メンバーのうち約 86% が中小企業であり、そのうち 3 分の 2 は、100 名未満の従業員しかいない中小企業であるとされる。ドイツにおける機械および建築関係は、1 億 5100 万ユーロ未満の売上高しかないが、約 865,000 人の従業員が従事しているとされる (Vgl. Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 28, Fn. 14)。

²⁶ Frischhut, a. a. O. (Fn. 11), S. 217 f.

- ²⁷ これについては、http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/small-business-act/index_de.htm において参照することができる。
- ²⁸ Vgl. Hadding/Kießling, a. a. O. (Fn. 11), S. 146.
- ²⁹ Vgl. Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 29; Kuck/Weiss, a. a. O. (Fn. 11), S. 499.
- ³⁰ ここでの中小企業とは、250名未満の従業員を有する経済的に独立の企業であり、その年度売上高は、5,000万ユーロを超えず、かつ年度決算総額が4,300万ユーロを超えない企業をいう（Empfehlung der Kommission vom 6. Mai 2003 betreffend die Definition der Kleinstunternehmen sowie der kleinen und mittleren Unternehmen, ABl. EG L 124/36 vom 20. 6. 2003, S. 39における第2条1項を参照）。
- ³¹ Hadding/Kießling, a. a. O. (Fn. 11), S. 145.
- ³² Vorschlag, a. a. O. (Fn. 8), S. 2; Hadding/Kießling, a. a. O. (Fn. 11), S. 145.
- ³³ Hadding/Kießling, a. a. O. (Fn. 11), S. 145.
- ³⁴ Vgl. Hommelhoff/Teichmann, a. a. O. (Fn. 11), S. 926; Maul/Röhrich, a. a. O. (Fn. 11), S. 1579; Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 29.
- ³⁵ Vgl. Hommelhoff/Teichmann, a. a. O. (Fn. 11), S. 927; Kuck/Weiss, a. a. O. (Fn. 11), S. 499.
- ³⁶ この場合、いわゆるヨーロッパ経済圏に基づくアイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーについての配慮が必要となる場合がある。
- ³⁷ Vgl. Hommelhoff/Teichmann, a. a. O. (Fn. 11), S. 927 f.; Hadding/Kießling, a. a. O. (Fn. 11), S. 145.
- ³⁸ Vgl. Hadding/Kießling, a. a. O. (Fn. 11), S. 145.
- ³⁹ Hadding/Kießling, a. a. O. (Fn. 11), S. 145.
- ⁴⁰ その根拠については、Vgl. Hommelhoff/Teichmann, a. a. O. (Fn. 11), S. 926; Hadding/Kießling, a. a. O. (Fn. 11), S. 145 f.; Kuck/Weiss, a. a. O. (Fn. 11), S. 499.
- ⁴¹ Vgl. Brems/Cannivé, a. a. O. (Fn. 11), S. 629; Cannivé/Seebach, a. a. O. (Fn. 11), S. 526; Dejmek, a. a. O. (Fn. 11), S. 879; Frischhut, a. a. O. (Fn. 11), S. 219; Hommelhoff/Teichmann, a. a. O. (Fn. 11), S. 926; Maul/Röhrich, a. a. O. (Fn. 11), S. 1579; Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2186 f.; Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), NZG 2008, S. 807, 811 f.; Schmidt, a. a. O. (Fn. 11), S. 462; Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 29, 30.
- ⁴² Kuck/Weiss, a. a. O. (Fn. 11), S. 499.
- ⁴³ Vgl. Kuck/Weiss, a. a. O. (Fn. 11), S. 499.
- ⁴⁴ Vgl. Kuck/Weiss, a. a. O. (Fn. 11), S. 499.
- ⁴⁵ Kuck/Weiss, a. a. O. (Fn. 11), S. 499.
- ⁴⁶ Hommelhoff/Teichmann, a. a. O. (Fn. 11), S. 925.
- ⁴⁷ Hommelhoff/Teichmann, a. a. O. (Fn. 11), S. 925.
- ⁴⁸ Centros Ltd gegen Erhvervs- og Selskabsstyrelsen, EuGH vom 9. 3. 1999 - Rs. C-212/97,

Slg. 1999, I-1459 ff. 本件ならびに以下の2つの判決については、<http://eur-lex.europa.eu/en/index.htm>において参照することができる。なお、本件に関する邦語文献として、由布節子「セントロス社事件」貿易と関税 48巻4号159頁（2000）、同「会社の自由移動—構成国会社の域内支店設置の自由—」中村民雄＝須網隆夫編『EU法基本判例集』（日本評論社・2007）270頁、今野裕之「ECにおける移動の自由の原則とペーパーカンパニーの二次的開業権」国際商事法務 29巻6号741頁（2001）、山内惟介「ヨーロッパ国際会社法における“セントロス社事件”判決について—ヨーロッパ裁判所1999年3月9日判決の検討—」法学新報 109巻11・12号101頁、106頁以下（2003）、森田果「ヨーロッパ国際会社法の行方（一）」民商法雑誌 130巻4・5号175頁、184頁以下（2004）を参照。

⁴⁹ Überseering BV gegen Nordic Construction Company Baumanagement GmbH (NCC), EuGH vom 5. 11. 2002 - Rs. C-208/00, Slg. 2002, I-9919 ff. なお、本件に関する邦語文献として、今野裕之「ECにおける移動の自由の原則と会社の権利能力の承認」国際商事法務 31巻10号1462頁（2003）、上田廣美「他の加盟国に登記を有する会社法人の当事者能力」貿易と関税 51巻9号75頁（2003）、森田・前掲注（48）187頁以下ならびに上田純子「会社法・関連立法の成果と国際会社法」浜田道代先生還暦記念『検証会社法』（信山社・2007）599頁、637頁以下を参照。

⁵⁰ Kamer van Koophandel en Fabrieken voor Amsterdam gegen Inspire Art Ltd., EuGH vom 30. 9. 2003 - Rs. C-167/01, Slg. 2003, I-10155 ff. なお、本件に関する邦語文献として、森田果「ヨーロッパ国際会社法の行方（二・完）」民商法雑誌 130巻6号135頁、136頁以下（2004）、今野裕之「ECにおける移動の自由の原則と擬似外国会社の規制」国際商事法務 33巻8号1126頁（2005）、上田廣美「EUにおける『開業の自由（droit d'établissement）』の原則に関する判例の変遷—インスパイア・アート（Inspire Art Ltd.）事件を中心に—」倉澤康一郎先生古稀記念『商法の歴史と論理』（新青出版・2005）59頁、同「共同体法における会社法の基本問題とその課題—ヨーロッパ会社と開業の自由を中心に—」慶應法学 3号1頁、26頁（2005）、同「ペーパーカンパニーの『支店開設の自由—インスパイア・アート事件—』貿易と関税 53巻5号75頁（2005）、ミシェル・マンジユク＝上田廣美訳「インスパイア・アート判決後における共同体法上の開業の権利と国際会社法」国際商事法務 33巻10号1342頁（2005）、池田良一「EU会社法領域における『営業地選択の自由の原則』と『実質的管理機能所在地理論』—欧州裁判所『インスパイア・アート判決』の内容とそのEU会社法における意義を中心に—」国際商事法務 34巻2号171頁（2006）、上田純子・前掲注（49）639頁以下、ダニエル・チマー＝高橋英治訳「ヨーロッパにおける会社法の競争」同志社法学 59巻4号215頁、217頁以下（2007）ならびに早川勝「国際競争と会社立法—ドイツにおける有限会社法の現代化および濫用に対処するための政府草案（MoMiG）を中心に—」同志社法学 59巻6号1頁、4頁以下（2008）を参照。

⁵¹ Vgl. Kuck/Weiss, a. a. O. (Fn. 11), S. 500.

⁵² Vgl. Kuck/Weiss, a. a. O. (Fn. 11), S. 500.

⁵³ Vorschlag, a. a. O. (Fn. 8), S. 3.

- ⁵⁴ なお、各加盟国は、自己の国内の会社形式が規則案4条2項所定の「有限責任会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung)」であることを、ヨーロッパ委員会に通知しなければならない (規則案45条)。
- ⁵⁵ Vorschlag, a. a. O. (Fn. 8), S. 2.
- ⁵⁶ Hommelhoff/Teichmann, a. a. O. (Fn. 11), S. 932.
- ⁵⁷ Hommelhoff/Teichmann, a. a. O. (Fn. 11), S. 929; Schmidt, a. a. O. (Fn. 11), S. 457.
- ⁵⁸ Vgl. Hommelhoff/Teichmann, a. a. O. (Fn. 11), S. 930; Maul/Röhricht, a. a. O. (Fn. 11), S. 1574; Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2180; Schmidt, a. a. O. (Fn. 11), S. 456.
- ⁵⁹ Maul/Röhricht, a. a. O. (Fn. 11), S. 1574 f.
- ⁶⁰ Hopt, a. a. O. (Fn. 11), S. 513.
- ⁶¹ Vgl. Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2180.
- ⁶² Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2180.
- ⁶³ Maul/Röhricht, a. a. O. (Fn. 11), S. 1575.
- ⁶⁴ Maul/Röhricht, a. a. O. (Fn. 11), S. 1575.
- ⁶⁵ Maul/Röhricht, a. a. O. (Fn. 11), S. 1575.
- ⁶⁶ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2180.
- ⁶⁷ Vgl. Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2180.
- ⁶⁸ Vgl. Vorschlag, a. a. O. (Fn. 8), S. 6 f.
- ⁶⁹ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2180.
- ⁷⁰ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2180.
- ⁷¹ Vgl. Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2180.
- ⁷² Gesetz zur Modernisierung des GmbH-Rechts und zur Bekämpfung von Missbräuchen (MoMiG) vom 23. 10. 2008, BGBl. I, S. 2026.
- ⁷³ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2180.
- ⁷⁴ Frischhut/Geymayer, a. a. O. (Fn. 11), S. 973; Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2181; Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), NZG 2008, S. 808; Steinberger, a. a. O. (Fn. 11), S. 30.
- ⁷⁵ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2181.
- ⁷⁶ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2181.
- ⁷⁷ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2181.
- ⁷⁸ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2181.
- ⁷⁹ Vgl. Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2181.
- ⁸⁰ Vorschlag, a. a. O. (Fn. 8), S. 8; Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2181.
- ⁸¹ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2181.
- ⁸² Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2182.
- ⁸³ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2182.
- ⁸⁴ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2182.

- ⁸⁵ Vorschlag, a. a. O. (Fn. 8), S. 8.
- ⁸⁶ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2182.
- ⁸⁷ Vgl. Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2182 f.; Schmidt, a. a. O. (Fn. 11), S. 459.
- ⁸⁸ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2183.
- ⁸⁹ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2183.
- ⁹⁰ Vorschlag, a. a. O. (Fn. 8), S. 9; Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2183.
- ⁹¹ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2183.
- ⁹² Maul/Röhricht, a. a. O. (Fn. 11), S. 1577 f.
- ⁹³ Vgl. Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2183.
- ⁹⁴ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2184.
- ⁹⁵ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2184.
- ⁹⁶ Vgl. Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2184.
- ⁹⁷ Vgl. Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2184; Maul/Röhricht, a. a. O. (Fn. 11), S. 1578.
- ⁹⁸ Peters/Wüllrich, a. a. O. (Fn. 11), DB 2008, S. 2184.
- ⁹⁹ Maul/Röhricht, a. a. O. (Fn. 11), S. 1578.
- ¹⁰⁰ Hadding/Kießling, a. a. O. (Fn. 11), S. 150.
- ¹⁰¹ Dejmek, a. a. O. (Fn. 11), S. 882.
- ¹⁰² Cannivé/Seebach, a. a. O. (Fn. 11), S. 525.
- ¹⁰³ Cannivé/Seebach, a. a. O. (Fn. 11), S. 525.
- ¹⁰⁴ Teichmann/Limmer, Die Societas Privata Europaea (SPE) aus notarieller Sicht – eine Zwischenbilanz nach den Votum des Europäischen Parlaments, GmbHR 2009, S. 537 によれば、SPE の導入はヨーロッパ議会において 578 票の賛成多数で可決されたとされる。
- ¹⁰⁵ 天野・前掲注 (10) 95 頁を参照。
- ¹⁰⁶ EU 域内における日系企業にとっても、有限会社形態が多いという実情からすれば、EU への投資を考える上で、SPE は検討しなければならない法形態になると指摘されている（天野・前掲注 (10) 95 頁以下）。
- ¹⁰⁷ Maul/Röhricht, a. a. O. (Fn. 11), S. 1579.

